

心得

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること（電気工事士法第5条第2項）。
- 2 本免状をよごし、損じ、又は失ったときは、再交付申請をすること（電気工事士法施行令第4条）。
- 3 氏名を変更した場合には、書換の申請をすること（同令第5条）。
- 4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 5 住所変更した場合は、訂正しておくこと。
- 6 免状の交付を受けた日から5年以内に通商産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする（電気工事士法第4条の3）。

福岡県 第 18167 号

第一種電気工事士免状



氏 名 西原 博徳

生年月日 昭和 31 年 9 月 13 日生

平成 6 年 3 月 31 日 交付

福岡県知事



電気関係資格等取得備忘

資格等の名称	取得年月日	記号・番号	備考
電気工事士	T SH 57.12.4	福岡 第27746号	
高圧電気工事技術者	T SH 58.11.25	22 第097962号	
第一種電気工事士	T S 6.3.31	福岡県 第18167号	
第三種電気主任技術者	T S 9.12.19	第33- E2948号	

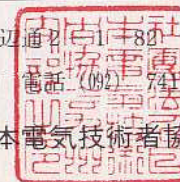
心得

1. 講習会の最終日に、受付において主催者証明印をもらってください。
2. 電気主任技術者官庁手続き、自家用電気工作物立入検査、電気保安功労者又は模範電気技術者の表彰選考等の際、関係機関にご提示していただくことがありますので大切に保存してください。
3. 本証を紛失されたときは再交付いたしますが、過去の受歴については記載しません。

〒810 福岡市中央区渡辺通2-1-82

九州電気協会内 電話 (092) 741-3606

(社) 日本電気技術者協会 九州支部

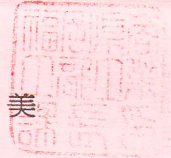


57工第 364 号

昭和57年 7 月31日

西原 博徳 殿

福岡県商工部工業課長 安 部 常 美



昭和57年度電気工事士筆記試験の結果

について（通 知）

あなたは、昭和57年7月/8日（日）に実施した標記試験に合格された
のでお知らせします。ただし、下記のことにご留意してください。

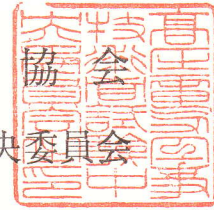
記

- 1 この通知書は、あなたが昭和57年/0月/7日に実施する技能試験に
合格しなかった場合には、次回（昭和58年度）の電気工事士試験におい
て、筆記試験の免除を受けるための証明書となるので、大切に保管してく
ださい。
- 2 次回の試験の日程については、昭和58年4月ごろ当課にお問合せくだ
さい。
- 3 本年度の技能試験の受験票は、9月30日までに郵送いたしますので、
/0月/0日までに届かない場合は当課にお問合せください。

昭和 58 年 11 月 25 日

合 格 者 各 位

社 団 法 人 日 本 電 気 協 会
高 圧 電 気 工 事 技 術 者 試 験 中 央 委 員 会



あなたは昭和58年度高圧電気工事技術者試験に合格
されましたので、合格証書を同封にてお送りいたし
ます。

なお、この試験に合格されました各位には、先般の
受験案内にありますように電気主任技術者として選
任される資格を与えられております。

従って、自家用電気工作物の設置者が電気事業法第
72条第2項による許可を申請する場合には、電気主
任技術者選任許可申請書（本合格証書の写しを添付）
を各地方通商産業局長に提出することになっていま
すが、手続きの詳細については、各地方通商産業局
公益事業部施設課の担当官にご照会下さい。